

BELS 評価書

申請者の連絡先

新潟県新潟市西区小新南2丁目5番29号

申請者の氏名又は名称

※複数申請者の場合は、別紙に記載されます。

株式会社 光英住宅

下記の建築物に関して、BELS 評価業務方法書に従って評価を行った結果について証します。

なお、評価結果については、提出を受けた図書にて評価したものであり、それ以降の計画の変更や時間経過などによる変化がないことを保証するものではありません。

建築物の所在地	地域区分	5	評価結果	
新潟県新潟市西区五十嵐二の町 地内				
名称				
西区五十嵐二の町モデルハウス				
建築物に関する基本的事項				
階数	地上2階	構造		木造
延べ面積	115.63㎡			
新築竣工時期 (計画中の場合は予定時期)	2021年9月24日			
申請対象部分に関する基本的事項				
用途	一戸建ての住宅			
改修の竣工時期 (※1)				

(※1) 申請対象部分を改修する場合のみ記載されます。

評価結果

■一次エネルギー消費量基準

評価手法 (※2)	非住宅部分	対象外	住戸部分 (共用除く)	非住宅・住宅計算方法 (性能基準) (平成28年基準)
BEI の値 (削減率) (※3)	新築 (改修後等)	0.58 (42%削減)	改修前	
単位面積当たりの一次エネルギー消費量 (MJ/㎡・年)	設計値 (その他除く)	415	設計値 (その他含む)	597
	基準値 (その他除く)	717	基準値 (その他含む)	900

■外皮性能基準

外皮性能	非住宅部分	—	住戸部分	適合 $U_A=0.31$
------	-------	---	------	---------------

(※2) 平成28年基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号) に基づく基準をいいます。

(※3) 削減率とは、設計一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量除く) の基準一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量除く) からの削減率をいいます。

特記事項

■「ZEB マーク」又は「ZEH マーク」、「ゼロエネ相当」、「ZEH-M マーク」に関する事項

再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率 (※4)

再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率 (※4)

(※4) 設計・基準一次エネルギー消費量は、「その他エネルギー消費量」を除きます。また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内 (オンサイト) に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含まれます。住宅の場合、再生可能エネルギーは再生可能エネルギー等とし、太陽光発電システム、コージェネレーションシステムの逆流によるエネルギーをいいます。

評価書交付年月日	2021年9月1日	
評価書交付番号	034-50-2021-00658	
評価機関名	株式会社日本住宅保証検査機構 評価員氏名 佐藤 剛	

評価結果（詳細）

■設備毎の単位面積当たりの一次エネルギー消費量について（MJ/㎡・年）

非住宅部分 （※5）	設備項目	空気調和設備	機械換気設備	照明設備	給湯設備	昇降機	エネルギー利用 効率化設備
	設計値						
基準値							
住戸部分	設備項目	冷房設備	暖房設備	換気設備	照明設備	給湯設備	エネルギー利用 効率化設備
	設計値	20.89	164.11	22.14	46.45	160.05	
	基準値	31.30	290.76	37.82	119.24	237.23	
共同住宅等の 共用部分（※6）	設備項目	空気調和設備	機械換気設備	照明設備	給湯設備	昇降機	エネルギー利用 効率化設備
	設計値						
	基準値						

（※5）非住宅の評価手法がモデル建物法の場合は、「設計値」にB E I値が表示されます。また、「設備項目」に「エネルギー利用効率化設備」とあるのは「太陽光発電設備」となります。

（※6）「エネルギー利用効率化設備」の「太陽光発電設備」は自己消費量を対象としています。

参考情報

■二次エネルギー消費量に関する項目（※7）

・設計二次エネルギー消費量

太陽光発電による削減量（※8）： 0 kWh/年 コージェネレーションによる削減量（※9）： 0 kWh/年
電力（買電量）（※10）： 6,499 kWh/年 ガス： 3,760 MJ/年 灯油： 0 MJ/年

・基準二次エネルギー消費量（※11）

電力： 9,791 kWh/年 ガス： 5,665 MJ/年 灯油： 0 MJ/年

（※7）申請対象部分に住宅部分（共用部分を除く）が含まれ、かつWEBプログラムVer.2.4.2以降の計算結果が提出された場合に表示されます。

WEBプログラムとは、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所が公開している「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」をいいます。

（※8）太陽光発電による発電量のうち、売電を除く自己消費量をいいます。

（※9）コージェネレーションによる発電量をいいます。

（※10）総電力から、（※8）及び（※9）を差し引いた電力をいいます。

（※11）基準二次エネルギー消費量は、Jクレジット制度方法論 番号 EN-S-039 Ver.2.0「省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修」に基づき算出しています。

■特記事項補足

- ・該当項目なし

■その他の項目（申請者からの情報提供に基づいて記載した事項であり、評価に基づくものではありません。）

項目		結果			
8. 音環境に関すること	8-4 透過損失等級 (外壁開口部) <input type="checkbox"/> 北 該当なし <input type="checkbox"/> 東 該当なし <input type="checkbox"/> 南 該当なし <input type="checkbox"/> 西 該当なし	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度			
		北	東	南	西
		3	3	3	3
		特に優れた空気伝搬音の遮断性能 (日本産業規格のRm _(1/3) - 2.5相当以上) が確保されている程度			
9. 高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度			
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている		
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている		
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている		
		2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている		
1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている				
10. 防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策			
		評価対象開口部の区分		外部からの侵入を防止するための対策	
		〔1階〕	a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし	
			b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの (aに該当するものを除く。)	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし	
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし	
		〔2階〕	a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし	
			b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの (aに該当するものを除く。)	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし	
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし	
		〔3階〕	a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし	
			b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの (aに該当するものを除く。)	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし	
c a及びbに掲げるもの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし				



住宅の品質確保の促進等に関する法律 第5条第1項に基づく

設計住宅性能評価書

(一戸建ての住宅)

新潟県新潟市西区小新南2丁目5番29号
株式会社 光英住宅 様

下記の住宅に関して、評価方法基準 (平成13年8月14日国土交通省告示第1347号 (最終改正 令和元年11月15日国土交通省告示第781号)) に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

(なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。)

記

1. 建築主 株式会社 光英住宅
新潟県新潟市西区小新南2丁目5番29号
(TEL) 025-231-0733
2. 設計者 株式会社 光英住宅 関 智哉
新潟県新潟市西区小新南2丁目5番29号
(TEL) 025-231-0733
3. 住宅の名称 西区五十嵐二の町モデルハウス
4. 住宅の所在地 新潟県新潟市西区五十嵐二の町 地内

以上

評価書交付年月日	2021年9月1日	評価書交付番号	021-15-2021-1-1-00230
登録住宅性能評価機関名	株式会社 日本住宅保証検査機構 (JIO)		
機関登録番号	国土交通大臣 7		
評価員氏名	佐藤 剛		



